

# 平成 30 年度 第 20 回鹿児島県民ゴルフ大会

## ■開催日・開催場所

- 1 日目：平成 30 年 6 月 9 日（土曜日） 霧島ゴルフクラブ
- 2 日目：平成 30 年 6 月 10 日（日曜日） かごしま 36 カントリークラブ

主 催：鹿児島県ゴルフ協会

後 援：九州ゴルフ連盟・南日本新聞社

## 競 技 の 条 件

### 1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則と、この競技のローカルルールを適用する。

### 2. 委員会の裁定

委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

### 3. 使用球の規格

公認球リストの条件(付属規則 I (B) 1 b)を適用する。 (規則書 P177)

### 4. 使用クラブの規格

適合ドライバーヘッドリスト(付属規則 I (B) 1 a)を適用する。 (規則書 P176)

### 5. 競技終了時点

本競技は競技委員会の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

### 6. ホールとホール間の練習 (規則 7-2 注 2)

付属規則 I (B) 5 b を適用する。 (規則書 P181)

### 7. 険悪な気象状況によるプレーの中断 (規則 6-8 b 注)

付属規則 I(B)4 を適用する。 (規則書 P181)

プレーの即時中断：1 回の長いサイレン

プレーの中断 : 連続する3回のサイレン (繰り返し)

プレーの再開 : 1 回の長いサイレン

注：険悪な気象状況による中断中は、委員会が開放と宣言するまで、すべての練習施設は閉鎖となる。閉鎖されている施設で練習したプレーヤーは参加を取り消されることがある。

(1日目) 霧島ゴルフクラブ

ローカルルール

1. アウト・オブバウンズの境界は、白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. 排水溝は、動かさない障害物とする。
4. 電磁誘導カート用の2本または3本の人工の表面を持つ軌道は、全幅をもってカート道路とみなす。球がこのカート道路の上にある場合、競技者はゴルフ規則24-2b(i)の救済を受けなければならない。このローカルルールの違反の罰は、2打。
5. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
6. プレー中以外のグリーンは目的外のグリーンとし、球が目的外グリーン上にある場合、競技者はゴルフ規則25-3の救済を受けなければならない。(No3番・5番)  
このローカルルールの違反の罰は、2打。
7. 樹木保護の為に巻物施設(巻網など)は、コースと不可分の部分とする。

(第2日目) かしま空港36カントリークラブ ローカルルール

1. アウト・オブバウンズの境界は、白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. ウォーターハザードは、黄杭または黄線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
4. 樹木保護の為に巻物施設(巻網など)はコースの不可分部分とする。
5. 下記の物は動かさない障害物とする。  
樹木保護の為に支柱・支線・排水溝・距離表示・散水用設備・ポンプ設備その付属人工設備。
6. 電磁誘導カート用の2本のコンクリート軌道は、全幅をもってカート道路とみなし、球がこのカート道路上にある場合、競技者はゴルフ規則24-2b(i)の救済を受けなければならない。  
(スタンスは救済を受けなくてもよい) このローカルルールの違反の罰は、2打。

**注意事項**

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときはスタート付近に掲示して告示する。
2. 男子の部は、(コンペティションマーカー)、女子の部は、(ホワイトティマーカー)を使用する。
3. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあげないように注意のこと。プレーを不当に遅らせた場合は、ペナルティを課す。9ホール終了後、プレーを遅らせなければクラブハウスに立ち入ることができる。
4. グリーン保護のため、メタルスパイクシューズ・タウン用シューズの使用を禁止とする。必ずコース専用のシューズに履き替えること。
5. 練習は指定練習場にて行い、打放し練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習では球数に制限がある。
6. スタートの呼出は一切行わないので、スタート時間10分前までにはスターティングホール付近に待機すること。
7. 委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
8. 委員会は規則33-7に基づき、エチケットの重大な違反があったプレーヤーを競技失格とすることができる。